



富山地裁でも勝訴

大雪の中での判決 これで地裁は14勝11敗に



(判決後の集会で喜びを語る原告男性)

鹿児島に引き続く勝訴

2024年1月24日、富山地方裁判所は、富山市在住の生活保護利用者5名が、富山市等を被告として提起した裁判で、保護費の減額処分取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。これまでに言い渡された27の判決(うち高裁判決)のうち、地裁では14例目、高裁を含むと15例目の勝訴判決となります。今年に入ってから1月15日の鹿児島地裁での勝訴判決に続く2例目の勝訴判決です。

判決はデフレ調整等を違法と判断

判決は、厚生労働大臣が「生活保護世帯におけるデフレによる可処分所得の実質的増加の有無・程度」を測定するために用いた独自指数である生活扶助相当CPIについて、生活保護世帯の消費構造から大きく乖離し、可処分所得の実質的増加分が過大評価されていることなどから統計等との客観的数値との合理的関連性及び専門的知見との整合性を有していないなどと判断。生活保護基準引下げを決定した厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があるとして、同大臣の裁量権の逸脱・濫用を認めました。

裁判官が自分の頭で考えた判決

判決後に開いた報告集会で、弁護団事務局長の西山貞義弁護士は、「デフレ調整についてしっかりと審査し、自分の頭で判決を書いている。とても良い内容の判決だ」と評価しつつ、違法判決が続いていることから厚労省は誤りを認め、早期の解決をすべきと求めました。

裁判官が自分の頭で考えた判決

引き続いて、原告の男性は「ともかく勝利しました、だけどこの勝利はまだ1歩目の勝利ですから。国は一審で勝っても巻き返しを必ずしてくる。これから本番、もう1つの本番がきょう始まった」と話しました。さらに、石川県の原告も会場で「物価偽装は犯罪的」などと発言しました。いよいよ残りは5地裁、そして続々と高裁判決が出されます。大阪訴訟、愛知訴訟は最高裁でのたたかいになっています。引き続き、皆さまのご注目とご支援をお願いいたします。(以上、ここまで)



(勝訴旗を掲げる弁護団)